

こどもエコすまい支援事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

2023年4月17日版

こどもエコすまい支援事業事務局



ホームページ

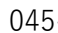
<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口



お問い合わせ窓口

(IP電話等からのお問い合わせ先)

 0570-200-594  045-330-1340

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

※通話料がかかります。


※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、
対応しません。

住宅省エネ2023キャンペーンについて

「住宅省エネ2023キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された3つの補助事業の総称です。




新築住宅におけるキャンペーン対象事業



子育て世帯、若者夫婦世帯を対象に、ZEHレベルの省エネ性能を満たす新築住宅に100万円の支援

- ・注文住宅の新築
- ・新築分譲住宅の購入

いずれか



特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に特化して支援

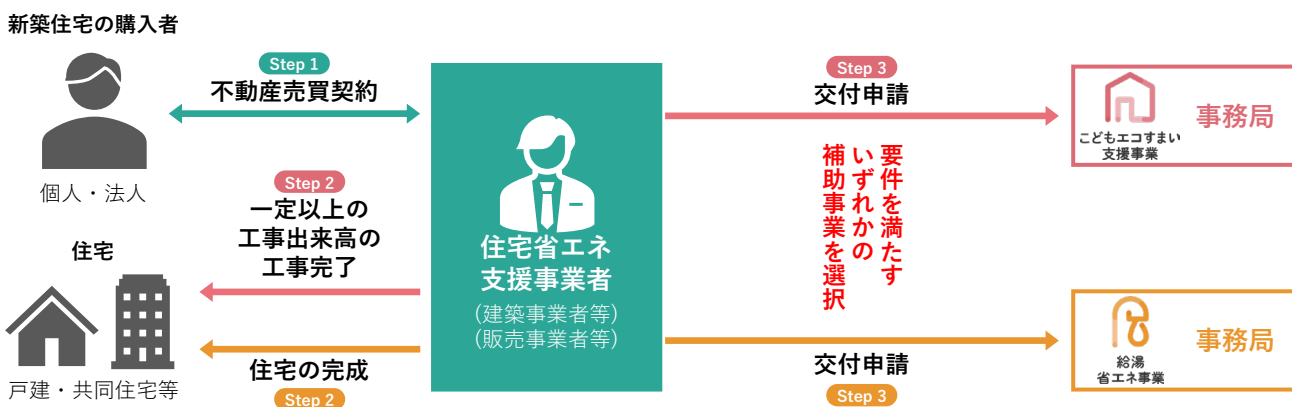
- ・高効率給湯器の設置

※こどもエコすまい支援事業(新築)は、住宅全体に補助を行うため給湯省エネ事業との併用はできません。

各補助事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、本キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という。)へ申請を行ってください。

《交付申請時》



第1章 事業の概要

4

1-1	目的・趣旨	5
1-2	事業名称	5
1-3	補助対象事業と補助対象者	5
1-4	こどもエコすまい支援事業者の登録	6
1-5	こどもエコすまい支援事業者の要件	6
1-6	補助対象となる新築住宅及びリフォーム	7
1-7	補助額	9
1-8	補助金の交付と還元	9
1-9	事業スケジュール	10
1-10	補助の対象外	10
1-11	補助金の併用	11
1-12	リフォーム工事における 3省連携について	12
1-13	ワンストップ申請について	13
1-14	事業予算	13

(注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

第2章 補助対象の詳細

14

2-1	事業イメージ	15
2-2	補助対象となる方	16
2-3	補助対象となる新築住宅	17
2-4	補助額	20
2-5	補助対象期間	21
2-6	その他	22

第3章 申請方法

23

3-1	住宅省エネポータルについて	25
3-2	住宅省エネポータルの 利用アカウントについて	26
3-3	共同事業実施規約の締結	27
3-4	交付申請の予約 任意	29
3-5	一定以上の出来高の工事完了	31
3-6	交付申請	32
3-7	交付決定	33
3-8	補助金の確定・交付	33
3-9	完了報告	34
3-10	書類の保管	34

第4章 提出書類の詳細

35

第5章 その他

47

5-1	交付決定時の郵送物	48
5-2	補助金の確定・交付時の郵送物	48

第6章 更新履歴

49



こどもエコすまい
支援事業

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

第1章

事業の概要

(注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

1-1 目的・趣旨

子どもエコすまい支援事業(以下、「本事業」という。)は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る事業です。

1-2 事業名称

子どもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算(第2号))

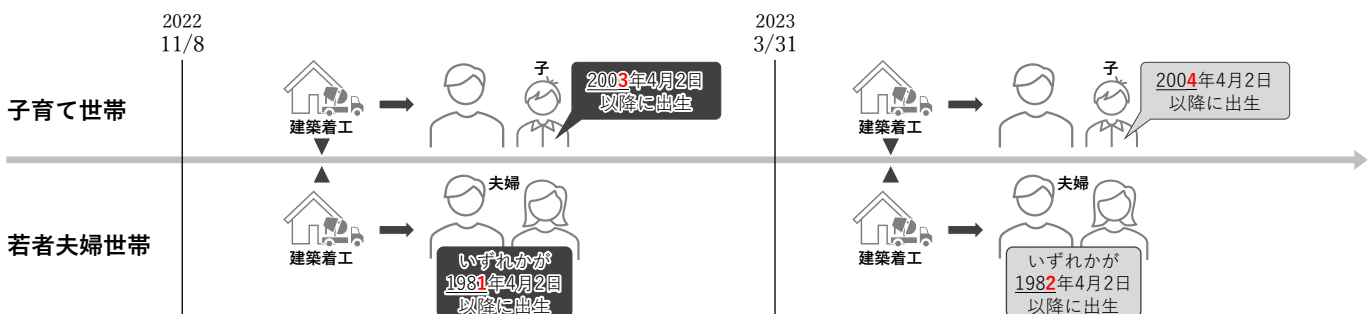
1-3 補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は下表のAからDです。それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という。)と新築注文住宅の建築事業者又は新築分譲住宅の販売事業者又はリフォームの工事施工者(以下、「補助事業者」という。)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請等の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主	建築事業者
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者	販売事業者*1
C リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者	施工業者
D リフォーム(一括)			

A 注文住宅の新築及びB 新築分譲住宅の購入については、共同事業者が「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」に該当し、高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する住宅を取得する場合に限り、以下の要件を満たす子や配偶者と共同で交付申請を行います。

- ・子育て世帯*2 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、平成16(2004)年4月2日以降に出生した子を有する世帯
 ※令和5(2023)年3月31日までに建築着工するものについては、平成15(2003)年4月2日以降に出生した子を有する世帯
- ・若者夫婦世帯*2 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、いずれかが昭和57(1982)年4月2日以降の出生である世帯
 ※令和5(2023)年3月31日までに建築着工するものについては、昭和56(1981)年4月2日以降の出生である世帯



C、D リフォームの共同事業者には世帯の制限はありません。

なお、上記の世帯が行うCのリフォーム工事については、補助上限の引き上げを受けられる場合があります。

*1 住宅の販売事業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の振込先である販売代理事業者を含みます。ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

*2 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

1-4 こどもエコすまい支援事業者の登録

「こどもエコすまい支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者です。

登録は住宅省エネ2023キャンペーンのホームページ(以下、「キャンペーンのホームページ」という。)から行い、登録にあたっては「事業者登録規約(住宅省エネ2023キャンペーン)」及び「事業者登録規約(こどもエコすまい支援事業)」に同意を行います。

なお、補助事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1-5 こどもエコすまい支援事業者の要件

こどもエコすまい支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人又は個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人・団体は、日本国内に法人格を有すること 個人事業主は、日本国内に住民登録を行う個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本補助金の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること なお、新築分譲住宅の販売は、宅地建物取引業者に限る
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請等の要件について(交付申請の手引き)(以下、「本手引き」という。)等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	住宅省エネ支援事業者として登録されている事業者であること

【補 足】

□ 住宅省エネ支援事業者とこどもエコすまい支援事業者について

本事業に参加を希望する事業者は、まず住宅省エネ2023キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「こどもエコすまい支援事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める除外要件(1-10参照)に該当しない場合に限りです。

□ 住宅省エネポータルとは

事務局が提供するWebシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、**登録にあたっては本ポータルを活用できる環境及びリテラシーが求められます。**

1-6 補助対象となる新築住宅及びリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。

詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

《新築住宅の対象要件》

補助対象事業	対象要件	
(A) 注文住宅の新築 (B) 新築分譲住宅の購入	以下の a)～g) を満たす住宅	
	a) 所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票における住所(居住地等)で確認
	b) 住戸の床面積が50㎡以上である	「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定 なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める
	c) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地するもの	「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
	d) 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの	「都市再生特別措置法第88条第5項の規定」とは、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされている規定
	e) 未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの*1	「完成」は、検査済証の発出日で確認 (B)の場合、売買契約時点で1年以内であること
	f) 証明書等により、高い省エネ性能(ZEHレベル)を有することが確認できる	強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの 住宅の性能を証明する書類が必要 ※ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented*2に加え、令和4(2022)年10月1日以降に新基準で認定申請をした認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。
g) 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる	基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了、もしくは1住戸あたりの補助額(100万円)に総戸数*3を乗じた金額以上の出来高の工事完了で確認 建築士による証明書が必要	

*1 品確法第2条2項で定める新築住宅。「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律。

*2 BELS 評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は対象となりません。

*3 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数(申請しない住戸を含む)です。

◀ リフォームの対象要件 ▶

補助対象事業	対象要件			
(C) リフォーム(戸別) (D) リフォーム(一括)	<p>以下の a)～h) に該当するリフォーム工事等 ただし、d)～h)については、a)～c)のいずれかと同時に行う場合のみ補助対象 (「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、d)～h)のみでも可。 ただし、リフォーム(一括)は除きます。)</p> <p>また、交付申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る (「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、交付申請する補助額の合計が2万円以上のもの。 ただし、リフォーム(一括)は除きます。)</p>			
	a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	b) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		部位ごとに、補助対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	c) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯器 蓄電池 節水型トイレ 節湯水栓	1箇所/1住戸 補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	d) 子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス	1箇所/1住戸* 補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。
		キッチンセットの交換を伴う対面化改修	1箇所/1住戸	基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準はキャンペーンのホームページで確認できます。
	e) 防災性向上改修	ガラス交換 外窓交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。	
	f) バリアフリー改修	手すりの設置	1箇所/1住戸 便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	
		段差解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	
		廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	
		衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る。)	
g) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品はキャンペーンのホームページで確認できます。		
h) リフォーム瑕疵保険等への加入		補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの		

* リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。

1-7 補助額

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプの交付申請等の要件について(交付申請の手引き)を参照してください。

補助対象事業(申請タイプ)	補助額
(A) 注文住宅の新築	1戸あたり100万円
(B) 新築分譲住宅の購入	
(C) リフォーム(戸別)	実施する補助対象工事及び工事発注者の属性等に応じて5万円から60万円
(D) リフォーム(一括)	実施する補助対象工事に応じて1棟(建物)につき5万円から「30万円×総戸数」が上限

【補 足】

□ リフォームにおける最低補助額

「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」において補助金の交付を受けている場合は、本事業における1申請当たりの合計補助額が2万円以上であれば申請可能です。ただし、リフォーム(一括)は除きます。

1-8 補助金の交付と還元

交付申請を行った補助事業者に交付された補助金は、補助事業者から補助対象者である共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、本事業の『こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(以下、「共同事業実施規約」という。)]により、両者で交付申請の前に予め確認してください。

なお、還元方法は原則①とします。

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

【補 足】

□ 交付される補助金の会計処理について

本補助金の受益者はあくまでも共同事業者である新築住宅の建築主・購入者、又はリフォーム工事の発注者です。補助事業者にとって、交付される補助金は、共同事業者が支払うべき住宅代金(売上)の一部です。よって、還元方法①②によらず、補助事業者の会計において「預り金」として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士及び最寄りの税務署にご確認ください。

□ 還元方法②の選択について

以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。ただし、補助対象事業がA 注文住宅の新築、B 新築注文住宅の購入については完了報告時に共同事業者が本補助金の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求め、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。

《還元方法②が選択可能な事情例》

- ◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
- ◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)
- ◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合

1-9 事業スケジュール

契約日の期間 : 契約日に要件はありません。ただし、以下であること
 ◆工事請負契約 / 建築着工・工事着手前に締結
 ◆不動産売買契約 / 交付申請(予約を含む)までに締結

対象工事*1の着手期間 : 2022年11月8日以降

交付申請期間 : 2023年3月31日 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)
 ※交付申請の予約 : 2023年3月31日 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)

※お早めの申請をおすすめします。

≪(A)注文住宅の新築 / (B)新築分譲住宅の購入の場合のみ≫

完了報告期間 : 補助対象である建物に応じた以下の期限
 ◆戸建住宅 / 交付決定 ~ 2024年7月31日
 ◆共同住宅等で階数*2が10以下 / 交付決定 ~ 2025年4月30日
 ◆共同住宅等で階数*2が11以上 / 交付決定 ~ 2026年2月28日

1-10 補助の対象外

① 本補助金における重複申請の禁止

以下に該当する場合、本補助金を重複して交付申請することはできません。

- ◆1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- ◆1つの住宅について「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅の建築主又は購入者は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム(一括を含む)」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム(戸別)」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
- ◆「注文住宅の新築」又は「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」及び「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業との重複について

「注文住宅の新築」及び「新築分譲住宅の購入」及び「リフォーム」の補助金の交付を受けた補助対象(住宅や設備、工事等)と同じ補助対象について、「先進的窓リノベ事業」や「給湯省エネ事業」の補助金の交付を受けることはできません。

③ 本補助金の交付申請を制限される者(除外要件)

以下に該当する法人及び個人は、本補助金の交付申請を行うことができません。

- ◆過去3カ年度内に国土交通省住宅局が所管する他の補助金事業において交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められたことがある者
- ◆法人においては、暴力団*3又は役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*3である、個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団及び暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 新築は基礎工事より後の工程の工事(具体例は下表参照)

○	2022年11月7日時点で、着手可能な工事	杭、基礎、地下室、基礎断熱、足場等の仮設、給排水、電気、土台敷、外構
×	2022年11月7日時点で着手済の場合は、対象とならない工事	地上階の柱、壁、梁、屋根

リフォームはリフォームの工事とする。

*2 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

*3 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

1-11 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的には以下①②のとおりとします。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

② リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

また、本事業とワンストップ対応を行う「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

≪代表的な補助制度との併用の取り扱い≫

補助制度		併用可否※	
		注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	リフォーム
こどもみらい住宅支援事業	新築	×	△ ²
	リフォーム	—	△ ¹
地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△ ²
サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△ ²
	リフォーム	△ ²	○
市街地再開発事業への補助	新築	△ ²	△ ²
LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△ ²
長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	△ ²	△ ²
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	リフォーム	×	△ ²
CEV補助金(V2H充放電設備)	V2H充放電設備	○	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	新築	×	△ ¹
次世代省エネ建材支援事業	リフォーム	—	△ ¹
超高層ZEH-M実証実験	新築	×	△ ¹
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×	△ ¹
	リフォーム	—	△ ¹
集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 (既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×	△ ¹
	リフォーム	—	△ ¹
外構部の木質化対策支援事業	新築	○	△ ¹
	リフォーム	—	△ ¹
JAS 構造材実証支援事業	新築	×	△ ¹
	リフォーム	—	△ ¹
住まいの復興給付金	新築	○	○
	リフォーム	○	○

※ △¹: 工事請負契約が別である場合は併用可。

△²: 工事請負契約が別、かつ工期が別である場合は併用可。

1-12 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携することで、以下の3事業をワンストップで利用可能とします。

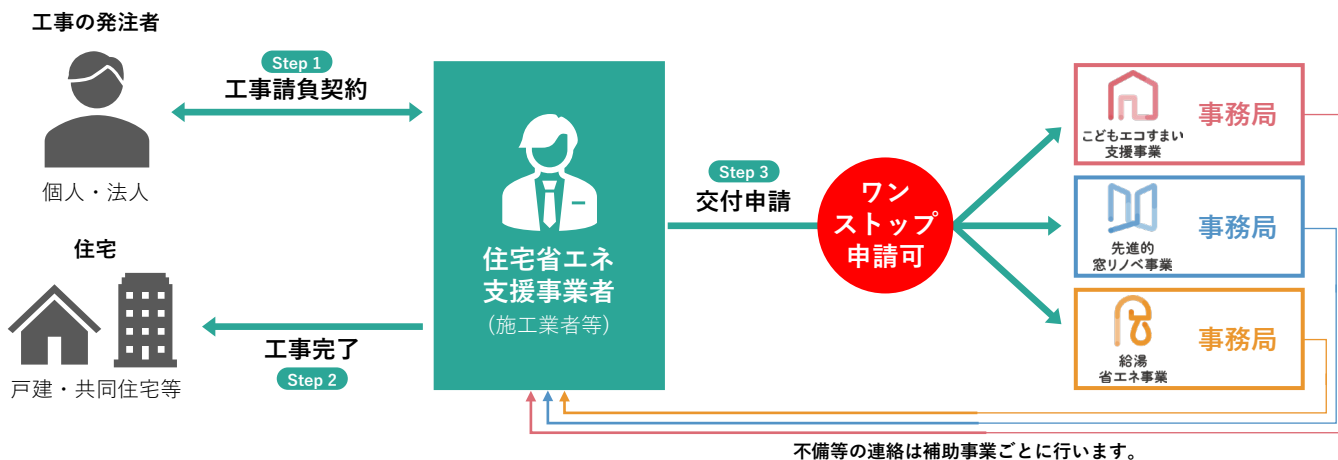
- ① 先進的窓リノベ事業
(住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業等) <経済産業省・環境省>
- ② 給湯省エネ事業
(高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金) <経済産業省>
- ③ 子どもエコすまい支援事業 <国土交通省> ※本事業

工事内容		(対象事業)	補助対象	補助額
1)省エネ改修	① 高断熱窓の設置	①先進的窓リノベ事業 <経済産業省・環境省>	高性能の断熱窓 熱貫流率(Uw値)1.9以下等、 建材トップランナー制度2030年 目標水準値を超えるもの等、 一定の基準を満たすもの	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限200万円/戸
	② 高効率給湯器の設置	②給湯省エネ事業 <経済産業省>	高効率給湯器 a)家庭用燃料電池 b)ヒートポンプ給湯機 c)ハイブリッド給湯機	定額 a) 15万円/台 b) c) 5万円/台 ※戸建住宅は2台まで、 共同住宅は1台までが上限
	③ 開口部・躯体等の省エネ改修工事	③子どもエコすまい支援事業 <国土交通省>	開口部・躯体等の一定の 断熱改修、エコ住宅設備 (節湯水栓、高断熱浴槽等) の設置	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限30万円/戸*
2)その他のリフォーム工事 ※1)①～③のいずれかの工事を行った場合に限る			住宅の子育て対応改修、 バリアフリー改修、 空気清浄機能・換気機能付き エアコン設置工事等	*子育て世帯・若者夫婦世帯は、 上限45万円/戸 (既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) *安心R住宅の購入を伴う場合は、 上限45万円/戸

1-13 ワンストップ申請について

高断熱窓の設置又は高効率給湯器の設置を行った場合、対象建材・設備の性能に応じて先進的窓リノベ事業又は給湯省エネ事業において補助を受けられる場合があります。各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。実施した補助対象すべての工事の情報を登録することで、最も有利に補助を受けられるように対象製品を振り分けて交付申請を行うことができます。

《ワンストップ申請のイメージ》



【補 足】

□ 本事業における交付申請要件の緩和

先進的窓リノベ事業又は給湯省エネ事業で補助を受けている場合、本事業の交付申請要件について、以下①②の緩和を受けることができます。*1(緩和前の要件)

- ①補助額2万円以上の工事で交付申請可(補助額5万円以上)
 - ②必須工事がなくても交付申請可
(開口部の断熱改修、外壁等の断熱改修、エコ住宅設備の設置のいずれか必須)
- *1 ただし、リフォーム(一括)は除きます。

□ ワンストップ申請の注意と制限

- ◆本ワンストップ申請は、リフォーム工事のみ利用可能です。
- ◆事業者登録時に参加を申告した補助事業のみ利用可能です。
- ◆提出書類は、各補助事業ごとに定められた書類の添付が必要です。
- ◆ワンストップ申請の提出以降(審査・不備等の連絡・交付決定・振込み)は、補助事業ごとに行います。
(交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、補助事業ごとに行う必要があります。)
- ◆分離発注や複数受注による工事について、ワンストップ申請を利用することはできません。
- ◆交付申請の提出後、不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組合せ」ではない場合があります。
- ◆本事業と併せて先進的窓リノベ事業又は給湯省エネ事業(以下、本文中は「他事業」という。)を併用する場合、交付申請要件緩和の適用を確認するため、本事業の交付決定は、併せて申請される他事業が交付決定後となります。
(各補助事業を別々に交付申請した場合も同様です。)

1-14 事業予算

1,500億円(令和4年度補正予算(第2号))



こどもエコすまい
支援事業

第2章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

補助対象の詳細

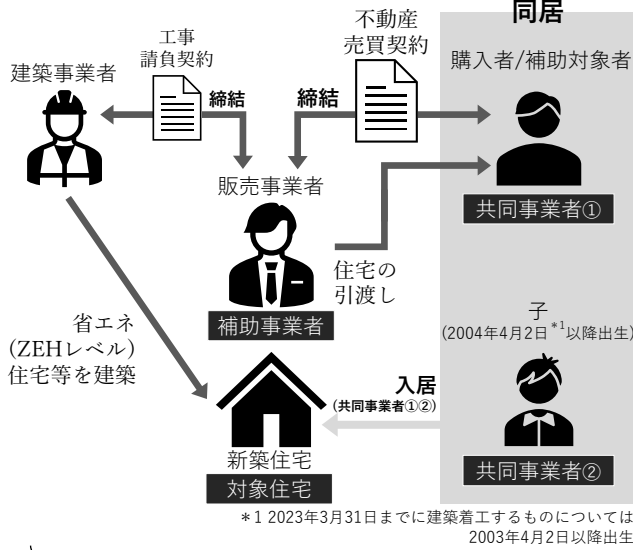
2-1 事業イメージ

本事業は、新築分譲住宅の販売事業者[※](補助事業者)が、新築分譲住宅を購入する子育て世帯又は若者夫婦世帯(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受けるものです。

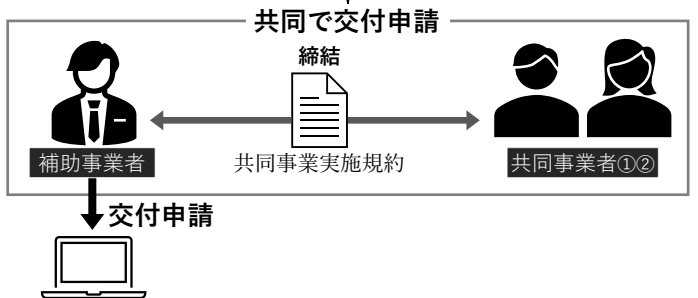
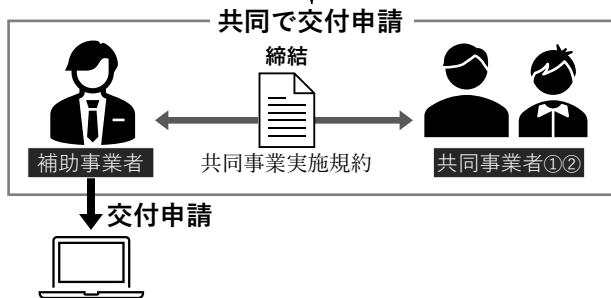
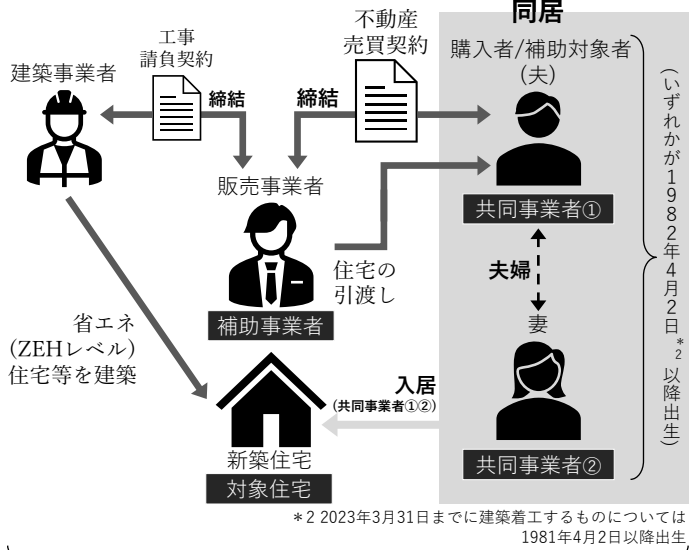
「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

※販売代理を含みます。

《子育て世帯が交付申請するイメージ》



《若者夫婦世帯が交付申請するイメージ》



【補 足】

□ 世帯について

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として、住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

※交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。

□ 子育て世帯について

購入者と子が親子である場合に限りません。孫と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、孫も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。

□ 若者夫婦世帯について

購入者が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。

□ 事実婚の取り扱いについて

いわゆる事実婚については、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に住民票や追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。

例) 住民票続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」、自治体が証明するパートナーシップ証明書や公正証書による婚姻契約等

※交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に事実婚であることが確認できない場合、対象になりません。

【補 足】

□ 単身赴任等について

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。よって、原則、同居していない家族や親族を世帯に含めて、補助金の交付申請を行うことはできません。ただし、単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。

2-2 補助対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者(共同事業者)になります。

① 子育て世帯又は若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)の写し	(予約時) 交付申請時	世帯内に、交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において2004年4月2日以降に出生した子を有する世帯(2023年3月31日までに建築着工するものについては2003年4月2日以降に出生した子を有する世帯)もしくは 交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において夫婦であり、いずれかが1982年4月2日以降に出生した世帯(2023年3月31日までに建築着工するものについてはいずれかが1981年4月2日以降に出生した世帯)が含まれること	P40

② こどもエコすまい支援事業者^{*1}と不動産売買契約を締結し、新築分譲住宅^{*2}を購入(所有)する方

※宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
不動産売買契約書	(予約時) 交付申請時	買主が購入者、売主がこどもエコすまい支援事業者であること	P37

【補 足】

□ 本事業の「新築分譲住宅の購入」における新築住宅の定義

不動産売買契約締結時点で未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無い住宅のことをいいます。
住宅の完成は、確認申請における検査済証の発出日をもって確認します。

□ 連名による対象住宅の購入について

対象住宅の購入を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。

□ 新築住宅工事の分割発注について

デベロッパーや販売事業者が工事を分割して発注することは、本事業における分離発注には該当しません。通常の手続きと同様に交付申請を行うことができます。

□ 共同販売について

複数事業者によって新築住宅を共同販売する場合は、幹事会社等が代表して手続きを行ってください。

□ 不動産売買契約の電子契約について

本事業において提出される不動産売買契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP37をご確認ください。

*1 こどもエコすまい支援事業者とは、新築分譲住宅の販売事業者で、購入者に代わり交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を購入者に還元する者として、予め本事業に登録をした補助事業者です。

*2 令和4(2022)年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、又は壁の工事等)に着手した住宅が補助対象です。

2-3 補助対象となる新築住宅

以下の a)～g) を満たす住宅が補助対象になります。

a) 所有者(購入者)自らが居住^{*1}する

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票の写し	完了報告時	氏名が購入者であること、 住所が新築する住宅であること

【補 足】

共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票の写し(世帯票等)の提出を求めます。

◆交付申請時、購入者と子又は配偶者の同居が確認できない場合

◆購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

b) 住戸の床面積^{*2}が50㎡以上である

以下①②いずれかの書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法
① <戸建住宅の場合> 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上であること
② <共同住宅等の場合> 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上であること(併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上であること)

【補 足】

確認申請が不要な地域について

検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

不動産登記における建物の登記事項証明書について

二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。

*1 「居住する」とは住民基本台帳に登録された住所を居住地とし、完了報告時点で対象住宅を居住地としていることをいいます。

*2 「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。
なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分は除き、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。

c) 土砂災害防止法^{*1}に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地するもの

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	住宅の着工時点で 住宅の全部又は一部が土砂災害特別警戒区域内に含まれないこと	P39

【補 足】

一部が土砂災害特別警戒区域にかかる場合について

◆建物(共同住宅等を含む)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。

◆土地(敷地)の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。

◆土砂災害特別警戒区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。



d) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、

当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P39

e) 不動産売買契約締結時点において、未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの

以下の書類にて確認します。

※対象期間との関係については、P21【補足】を参照

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P38
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	不動産売買契約日の1年前より後に発出されていること	-

【補 足】

確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」を提出してください。

完了報告時は、検査済証の代わりに、「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。

確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書の〈すべての面〉を提出してください。なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

*1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

f) 住宅証明書等により、高い省エネ性能(ZEHレベル)を有することが確認できる

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅を補助対象とします。

(以下、㊦～㊨のいずれかの書類で確認します。)

住宅証明書等の書類	基準	参照
㊦ BELS評価書*1*2*3	ZEHマーク又はZEH-Mマークが表示されているもの	P41
㊧ 設計住宅性能評価書*2*3 又は 建設住宅性能評価書*2*3	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの (2022年4月1日以降に取得したもの)	P43
㊨ 長期優良住宅建築等計画認定通知書*4*5	長期使用構造等確認申請が2022年10月1日以降のもの	P43
㊩ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*5*6	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P44
㊪ 性能向上計画認定通知書*5*6	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P44
㊫ フラット35S適合証明書 及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*3 又は フラット35S設計検査に関する通知書 及び設計検査申請書(すべての面)*3	証明書・申請書等の書式が2022年10月以降*7のもので、金利Aプランの省エネルギー性、断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6にチェックがあること 又はZEHの基準適合欄のZEH(-M)、Nearly ZEH(-M)、ZEH-M Ready 又はZEH(-M) Orientedのいずれかにチェックがあること	P45

※各書類の詳細については、P41以降の「㊩ 住宅の性能を証明する住宅証明書等」を参照ください。

認定基準変更に伴う住宅の性能を証明する住宅証明書等の取り扱いについては、P46を参照ください。

- *1 BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、補助対象になりません。
- *2 BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または令和4(2022)年4月1日以降は住宅性能評価書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。
- *3 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。
- *4 交付申請の予約時には「長期使用構造等である旨の確認書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
- *5 変更認定通知書のみでは申請できません。変更前の同認定通知書も併せて提出してください。
- *6 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
- *7 設計検査申請が2022年9月30日以前の金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5を技術基準としており、ZEHレベルへの適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

g) 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる

交付申請は補助額以上の工事の出来高が確認できる時点以降とし、建築士が次のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

① 基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了

② 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(○%) ≥ 1住戸あたりの補助額(100万円) × 総戸数^{*1}

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
本事業用 工事出来高確認書	交付申請時	基礎工事の完了 もしくは 建築工事の契約金額(税込) × 出来高(○%) ≥ 1住戸あたりの補助額(100万円) × 総戸数を満たすこと	P39

【補 足】

□ 1つの建物に複数の住戸を有する共同住宅等における一定以上の出来高の工事完了の考え方

一定以上の出来高の工事完了は、建物の建築工事における進捗を要件としています。

よって、共同住宅等では、建物全体の工事の出来高が、

すべての住戸で交付申請した場合の交付申請額を超えることを確認します。

(一つの工事請負契約で、複数住棟の建築工事を受注している場合は、棟ごとの建築費用の出来高とします)

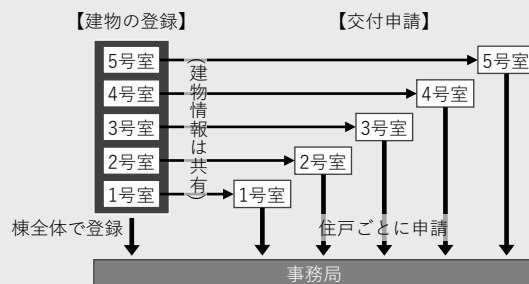
《共同住宅等における工事出来高の確認》

本事業の専用ポータル(P25 3-1参照)において、共同住宅等の交付申請を行う場合、予め建物の情報を登録し、各住戸の交付申請の作成時は当該建物情報を参照します。

(一つの工事請負契約で、複数住棟の建築工事を受注している場合も、建物登録は棟ごとに行います)

建物情報において、一定以上の出来高が確認できない場合、当該建物のすべての住戸の交付申請の手続きを進めることはできません。

《共同住宅等の交付申請イメージ》



2-4 補助額

1戸あたり100万円とします。

*1 戸建は1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数(申請しない住戸を含む)です。

2-5 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

	対象期間
不動産売買契約	契約日に要件はありません
対象工事*1の着手	2022年11月8日以降

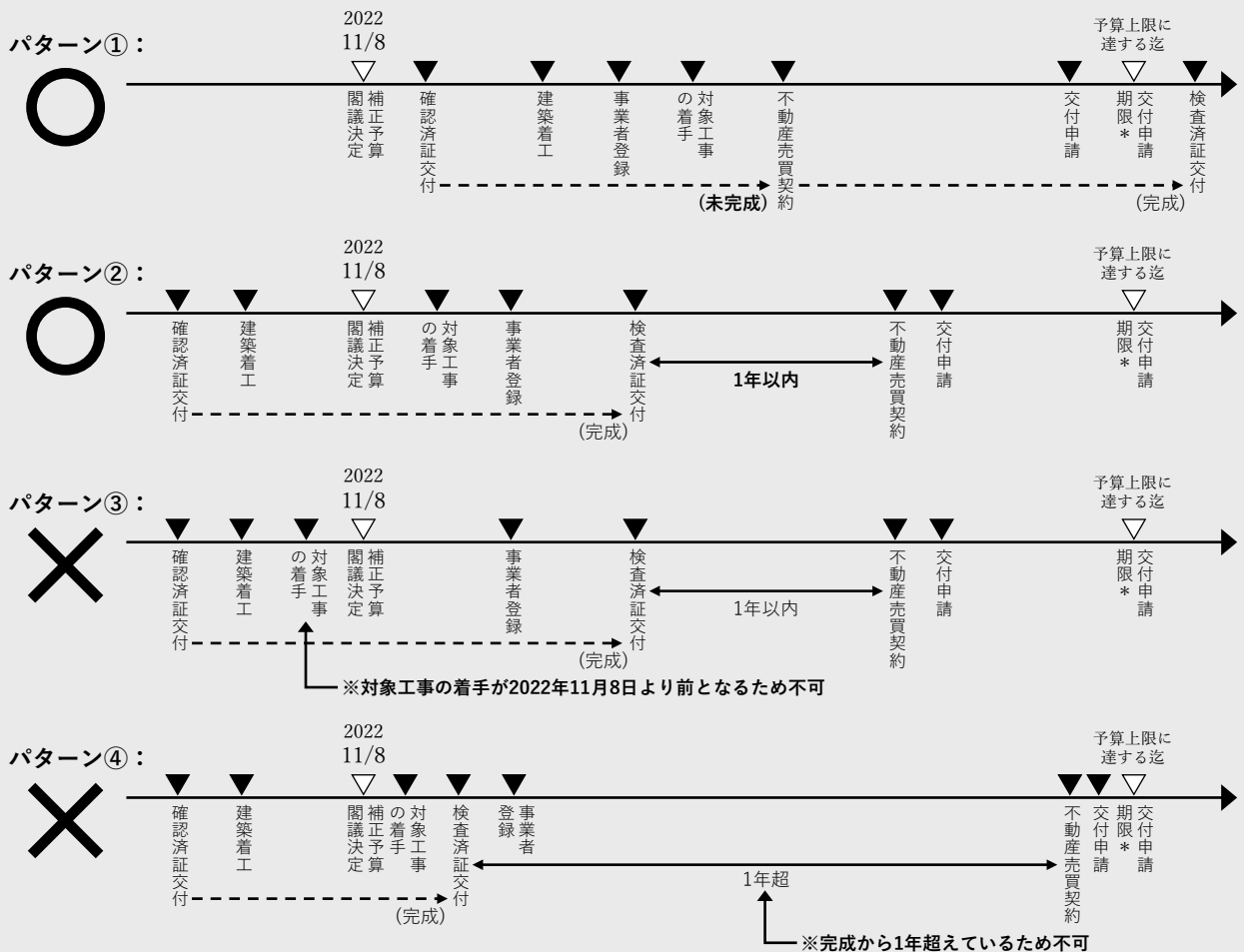
【補 足】

□ 補助対象期間と新築期間の関係について

本事業「新築分譲住宅の購入」における新築住宅は不動産売買契約締結時点で未完成又は完成から1年以内の住宅であり、上記補助対象期間も含めた期間要件例は下記のとおりです。

《補助対象期間と新築期間の例》

*遅くとも2023年12月31日



□ 完了報告について

本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下です。

- 戸建住宅 : 交付決定 ~ 2024年7月31日
- 共同住宅等(階数が10以下) : 交付決定 ~ 2025年4月30日
- 共同住宅等(階数が11以上) : 交付決定 ~ 2026年2月28日

*1 基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、又は壁の工事等)

2-6 その他

① 本補助金の重複について

- ◆ 1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者と子又は配偶者は、当該住宅と別の住宅であっても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。
- ◆ 1つの住宅について「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限を引き上げて交付を受けることはできません。
- ◆ 「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「注文住宅の新築」や「新築分譲住宅の購入」、「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。

② 先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業との重複について

「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、「先進的窓リノベ事業」や「給湯省エネ事業」の補助金の交付を受けることはできません。

③ 他の補助金との併用

当該住宅に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません。
 なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

④ 財産処分の制限について

本補助金の交付を受けた購入者は、補助金の交付を受けて取得した住宅について、こどもエコすまい支援事業者に補助金の振込み後、10年間は国又は事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊すことができません。(住宅として販売、譲渡又は貸付等を行う場合を除きます。)

⑤ 経理書類の保管

こどもエコすまい支援事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。



こどもエコすまい
支援事業

第3章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

申請方法

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P25 3-1参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
 本手引きでは、交付申請の予約及び交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
 完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途交付申請等の要件について(完了報告の手引き)を公開(時期未定)する予定です。

[例：2024年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合]

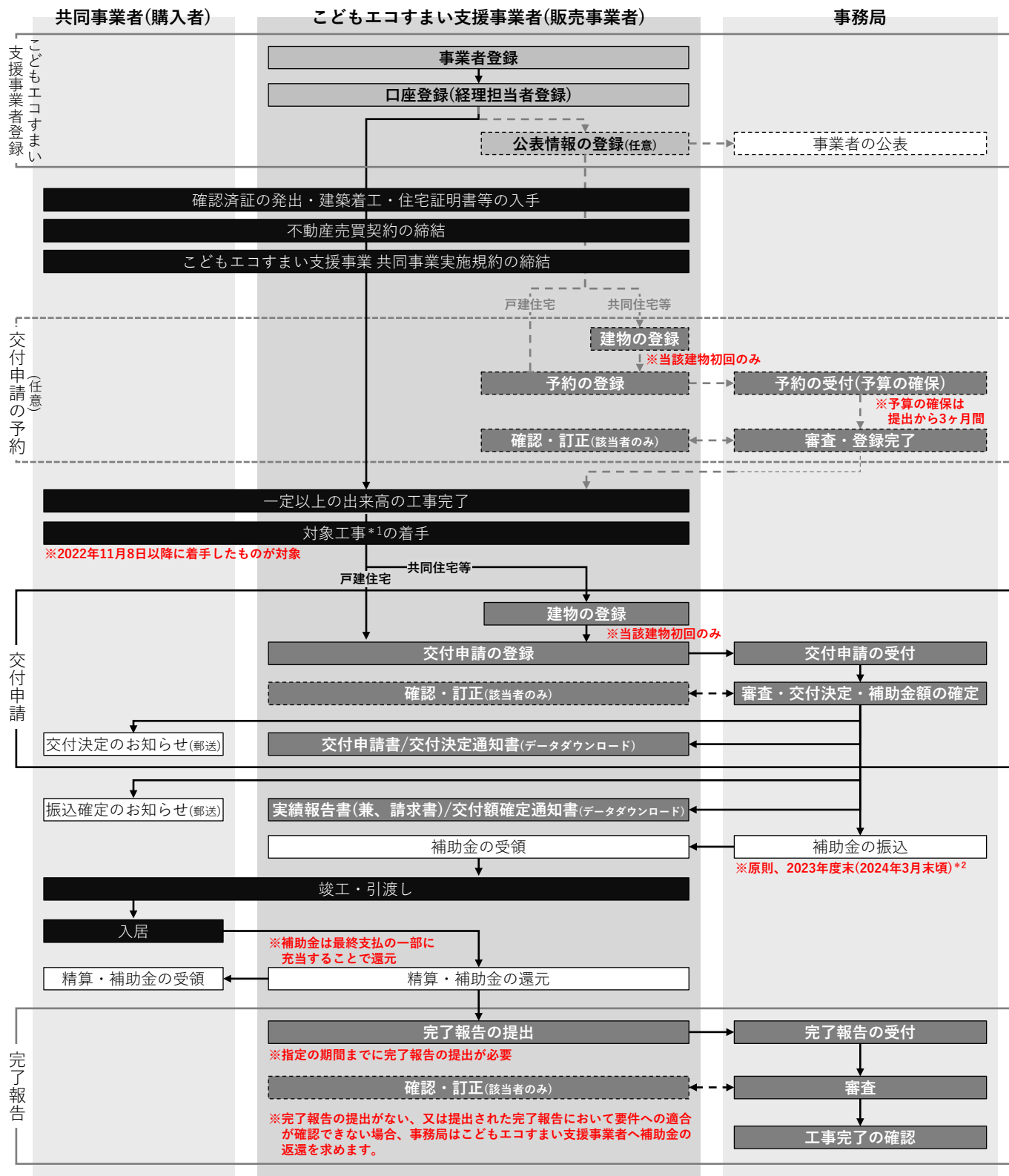
摘要：

対象住宅

住宅省エネポータル内

本事業の専用ポータル内

ポータル外



*1 基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、又は壁の工事等)

*2 工事が完了し、年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告の審査完了後に振込を行います。

3-1 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、新築分譲住宅の販売事業者(販売代理含む)が、住宅省エネ2023キャンペーンが提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上で行います。
購入者の方が、自身で手続きを行うことはできません。

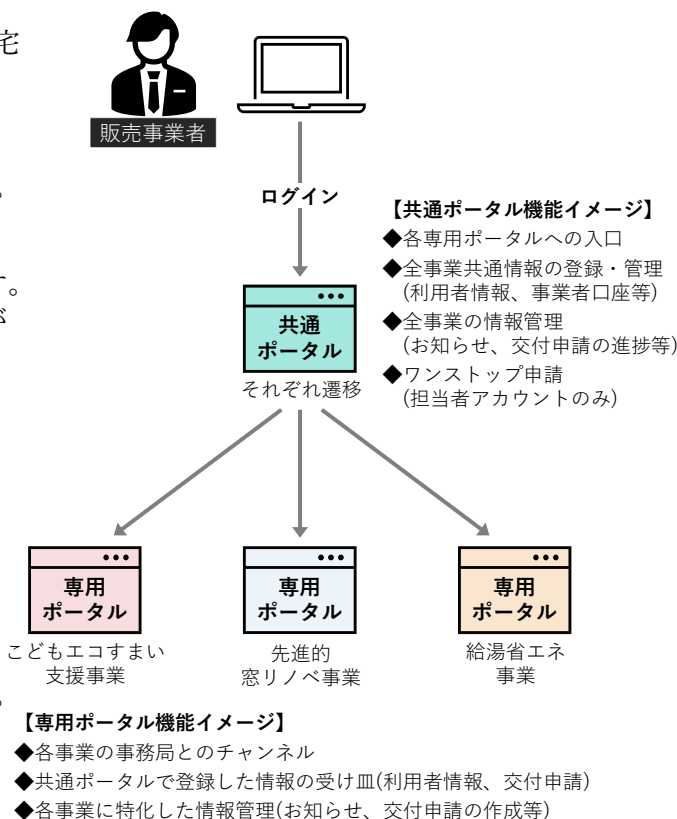
住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と3つの「専用ポータル」計4つのポータルで構成されています。すべてのポータルは1つのアカウントで利用することができます。

◆共通ポータル

キャンペーン全体、3つの補助事業を一括管理するためのポータルです。
(専用ポータルの入口となります。)

◆専用ポータル

各補助事業の交付申請を作成する等、それぞれを管理するためのポータルです。
なお、参加申告を行った補助事業のみ利用できます。



3-2 住宅省エネポータルの利用アカウントについて

住宅省エネポータルの利用にあたっては、住宅省エネ2023キャンペーンホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。

以下 a)~c) の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

住宅省エネポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。

なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得、利用してください。

(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	こどもみらい住宅事業者からの継続事業者	新規事業者
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。(1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行済 ^{*1} (新規発行は不要)	2023年1月17日 登録開始
担当者アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)	2023年3月24日 登録開始 ^{*1} (自動発行されません)	2023年3月24日 登録開始

※1 「こどもみらい住宅支援事業」から継続して参加する事業者の統括アカウントは、2023年1月17日(未明)に登録メールアドレスに対して自動発行されています。
(新規にアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)
(担当者アカウントの利用者は、2023年3月24日以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません)

b) 各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。
(開発中のため、今後変更があることがあります。予めご了承ください。)

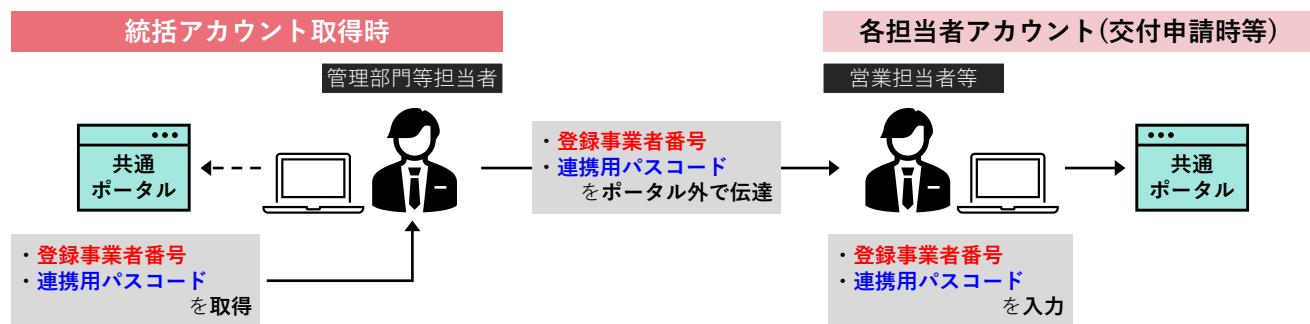
機能	統括アカウント	担当者アカウント
事業者登録	登録可 登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	× -
各事業への参加申告	登録可 書類等は不要	× 統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可 公表を希望する場合	× -
交付申請 (予約を含む) 完了報告	アカウントの連携が必要	
	× 各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可 複数登録可
補助金振込口座	登録可 支店単位等、複数登録可	× 統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請 口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ -

c) アカウントの連携

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。



【補 足】

□ 本事業への参加登録の停止

本事業の参加登録した後であっても、補助金の交付申請を制限される者(P10参照)に該当する場合、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は参加登録を停止することができます。
参加登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

3-3 共同事業実施規約の締結

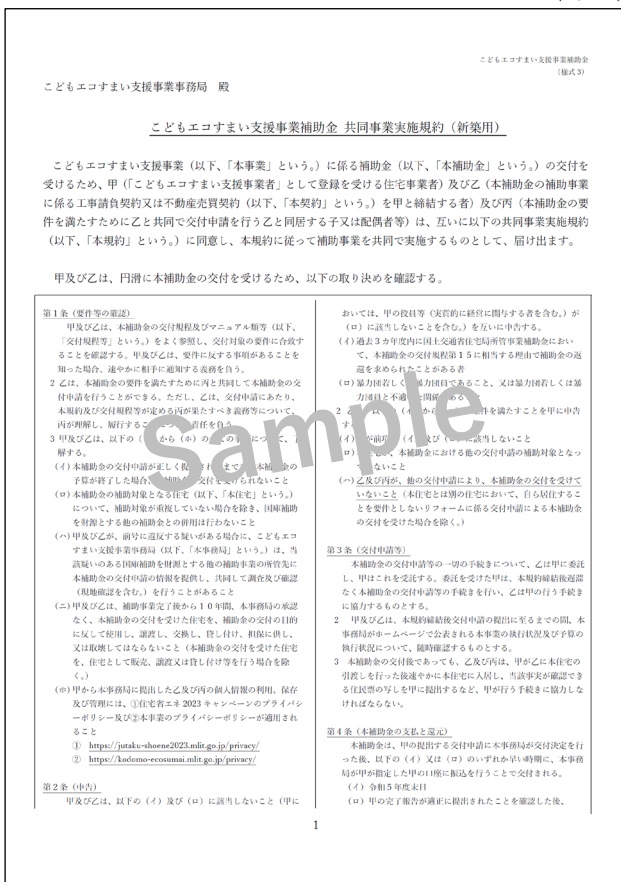
本事業は対象住宅の購入者(共同事業者)への補助金の還元を行う、こどもエコすまい支援事業者である販売事業者(補助事業者)が、交付申請等の手続き及び補助金の受取りを代表して行います。

本事業指定「こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)」は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

《共同事業実施規約のイメージ》

(1枚目)



(2枚目)



※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用とは様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P36参照

【補 足】

□ 共同事業実施規約(第5条)の改定について

2023年4月7日付で本補助金の共同事業実施規約における第5条について、改正を行いました。本条は、補助金の交付申請前に予算が上限に達する等、補助金の交付が受けられない場合について、販売事業者とこどもエコすまい支援事業者とのトラブルを避けるため、補助金相当分に係る双方の負担範囲とその方法について、予め取り決めておくことを求めるものです。

この取り決めにあたっては、その責任の程度を勘案して負担することが前提であることから、その旨を明確にしました。

については、2023年5月1日以降に締結される共同事業実施規約については、改正後の規約を用いない場合、交付申請(予約を含む)を行っても交付決定を受けられません。

第5条が規定する負担の範囲とその方法について、商談の段階(不動産売買契約を締結する前の段階)から明確化したうえで、販売事業者との商談を進めていただくよう、お願いいたします。

【補 足】※続き

□ 世帯と共同事業実施規約の締結について

共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。
 なお、購入者が若者夫婦のいずれかに該当しない若者夫婦世帯(例「ほ」及び「へ」等)については、
 交付申請(予約を行う場合は予約)時に加えて完了報告時に、共同で交付申請する全員の住民票の提出を求め、
 同居を確認します。

《子育て世帯の例》

例	乙 【購入者】	丙①	丙②
い	子の父(母)	子	(不要)
ろ	子の祖父(祖母)		
は	子の兄弟(姉妹)		

《若者夫婦世帯の例》

例	乙 【購入者】	丙①	丙②
に	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の 父(母)	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)
へ	若者夫婦の 兄弟姉妹		

3-4 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれる新築住宅の建築工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については、予算^{*}が確保されます。交付申請の予約は建築着工後、必要書類が揃い次第行うことができます。なお、交付申請の予約は任意の手続きです。予約を省略して交付申請を行うこともできます。

※事務局が審査し、承認した補助額が確保されます。

① 交付申請の予約期間

2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)

※予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。

※交付申請の予約は、担当者アカウントから本事業の専用ポータル上で行います。

登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P36
不動産売買契約書	P37
建築基準法に基づく確認済証	P38
購入者本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	P40
住宅の性能を証明する住宅証明書等(発行受付書でも可)	P41～46

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

【補 足】

□ 予約後の交付申請

交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

③ 予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b)のうち、**もっとも早い日付まで**です。有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません。)

a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後

(例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。)

b) 2023年12月31日

なお、以下の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

c) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

d) 予約承認後、交付申請を提出した日^{*1}

*1 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下又は取り下げられた場合、予算が確保されません。

※ 有効期間を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。

また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。

ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

④ 注意事項

- ◆ 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部又は一部を、事前の通知なく却下することがあります。
- ◆ 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部又は一部を、事前の通知なく却下することがあります。
- ◆ 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)、等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。)

【補 足】

□ 共同住宅等の交付申請の予約について

共同住宅等の交付申請の予約もしくは交付申請を行う場合は、最初の住戸の申請を行う前に建物の登録が必要です。交付申請の予約を行う際には、当該建物情報が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3-5 一定以上の出来高の工事完了

本事業は、一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という。)後に交付申請を行うことができます。出来高の工事完了は、**資格を有する建築士**が現地を確認して、本事業の指定様式「工事出来高確認書」を作成し、提出を行います。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、以下 a)) 又は b)) のいずれかをいいます。

a) **基礎工事**(杭基礎の場合は杭工事)の完了

b) 住戸あたりの補助額に総戸数※1を乗じた金額以上の出来高の工事完了

建築主との建築工事の契約金額(税込) × 出来高(%) ≥ 住戸あたりの補助額(100万円) × 総戸数※1

※1 戸建は、1住戸です。共同住宅等は、当該住棟の全住戸数(申請しない住戸を含む)です。

② 工事出来高確認書

工事出来高の確認は、以下の手順で行ってください。

手順1： 建築士自身が現地で工事の進捗を確認

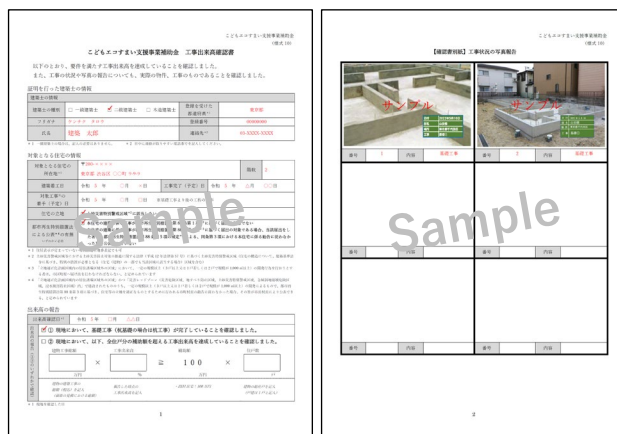
手順2： 一定の出来高以上の工事完了が確認できる写真(以下、「出来高工事写真」という。)を撮影

手順3： 出来高工事写真を添付して、工事出来高確認書を作成

※指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。

※書類の作成方法については、P39参照

《工事出来高確認書のイメージ》



【補 足】

□ 出来高工事写真の撮影について

出来高工事写真の撮影にあたり、異なる角度から少なくとも**2枚以上の写真**を撮影してください。撮影にあたり、「確認した日付」と「**工事場所又は邸名**」を記載した**工事写真用看板**※を設置してください。

※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するアプリケーションを使用し、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会が提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。

□ 住宅の土砂災害特別警戒区域外の立地確認について

建築士が、自治体が公表するハザードマップの確認又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないことの確認について

建築士が、自治体が公表する都市計画等の確認又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ 工事の出来高に含められない費用について

工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。

- ◆住宅の建設にあたらぬ工事の費用(地盤改良、古家の除却、外構工事 等)
- ◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)

□ 1つの建物に複数の住戸を有する共同住宅等の出来高の工事完了について

共同住宅等の棟全体の工事に対して、上記 a) b) のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

※ b) における例

- ・マンション1棟の建設費：2億5千万円
- ・総戸数：8戸
- ・住戸あたり補助額：100万円 の場合



出来高が**800万円**以上で補助額以上の工事完了とみなす

※パーセンテージで3.2%以上
(出来高 ≥ (100万円 × 8戸) ÷ 2億5千万円)

3-6 交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、出来高の工事完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。

① 交付申請の期間

2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)

※お早めの申請をおすすめします。

※ 交付申請は、担当者アカウントから本事業の専用ポータル上で行います。
登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

② 交付申請の必要書類

交付申請時には、以下のすべての書類を提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に既に提出した書類の再提出は不要です。

書類名	参照ページ
こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	P36
不動産売買契約書	P37
建築基準法に基づく確認済証	P38
こどもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	P39
購入者本人と世帯構成の確認ができる住民票(世帯票)の写し等	P40
住宅の性能を証明する住宅証明書等	P41～46

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

③ 注意事項

- ◆ 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部又は一部を、事前の通知なく却下することがあります。
- ◆ 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙及び丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。また、他の住宅における補助上限の引き上げを伴わないリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます。)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の全部又は一部を、事前の通知なく却下することがあります。
- ◆ 交付申請から完了報告までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)等が変更になる場合、当該交付申請は無効となる場合があります。

【補 足】

□ 共同住宅等の交付申請について

共同住宅等の交付申請の予約もしくは交付申請を行う場合は、最初の住戸の申請を行う前に建物の登録が必要です。
交付申請を行う際には、当該建物情報が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3-7 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5~2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式5)』を発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(購入者に対しても交付決定を通知する書類*1を郵送します。)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、

これらの書類は本事業の専用ポータルからダウンロードできるようになります。

《交付決定通知書のイメージ》



【補 足】

□ 交付申請の取り下げ①

交付決定後、何らかの事情により必要となる場合には交付申請の取り下げを申告できます。

取り下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式8)』を提出してください。

(交付決定前の取り下げについては、当該書類の提出は不要です。

本事業の専用ポータルから却下依頼を行うことができます。)

□ 交付決定の条件

事務局は、交付決定に際して条件を付すことができます。

完了報告時に当該条件を満たさない場合、交付決定の取り消しを行います。

既に補助金が交付されている場合、当該補助金の返還を求めます。

3-8 補助金の確定・交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれか早い時期に、手続きを行った子どもエコすまい支援事業者である販売事業者の指定口座に振込みを行います。

いずれか早い方	2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、購入代金の最終支払の一部に充当することで購入者に還元します。 それまでの間、販売事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)	

振込みにあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

※統括アカウントの利用者又は口座に設定された経理担当者に、

口座単位の振込明細*1を郵送します。

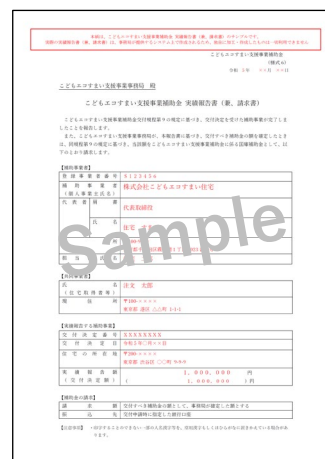
※購入者に対しても交付確定額と振込日を通知する書類*1を郵送します。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式6)』及び

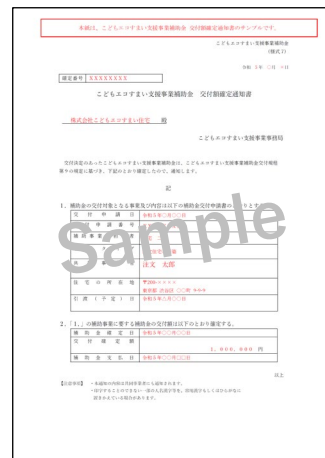
『交付額確定通知書(様式7)』が作成され、これらの書類は

本事業の専用ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》



《交付額確定通知書のイメージ》



【補 足】

□ 交付申請の取り下げ②

補助金の交付(振込み)までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、速やかに交付申請の取り下げを行ってください。

*1 各郵送物のイメージはP48をご参照ください。

3-9 完了報告

完了報告期限までに補助事業を終了し、完了報告の提出を行ってください。

① 完了報告の期間

- ◆戸建住宅 交付決定～2024年7月31日
- ◆共同住宅等で階数が10以下 交付決定～2025年4月30日
- ◆共同住宅等で階数が11以上 交付決定～2026年2月28日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名
建築基準法に基づく検査済証
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

③ 完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。

【補 足】

□ 完了報告の未提出

完了報告の提出がない場合、事務局は当該交付申請のこどもエコすまい支援事業者である販売事業者に補助金の返還を求めます。

3-10 書類の保管

こどもエコすまい支援事業者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名
1	様式2 交付申請書
2	様式5 交付決定通知書*1
3	様式6 実績報告書(兼、請求書)
4	様式7 交付額確定通知書*1
5	共同事業実施規約
6	不動産売買契約書
7	建築基準法に基づく確認済証
8	交付申請の提出書類 工事出来高確認書
9	共同事業者の同居が確認できる住民票
10	住宅の性能を証明する住宅証明書等
11	その他、交付申請時に提出を求められた書類
12	完了報告の提出書類 建築基準法に基づく検査済証
13	共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票
14	その他、完了報告時に提出を求められた書類

※手続きの進捗に応じて
本事業の専用ポータルから
ダウンロードできます。

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)




第4章

提出書類の詳細

提出書類一覧

	提出			書類名	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
①	●	-	●	こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)	カラー	P36
②	●	-	●	不動産売買契約書	カラー	P37
③	●	-	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P38
④	-	●	●	こどもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書(現地写真を含む)	カラー	P39
⑤	●	-	●	購入者本人と世帯構成が確認できる住民票(世帯票)の写し等	白黒可	P40
⑥	●	-	●	住宅の性能を証明する住宅証明書等	白黒可	P41~46

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

※次頁以降に記載の  は本事業指定様式の書類です。様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

【補 足】

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- ◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- ◆添付タイプごとに保存してください。(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)

C 予約時 予約後 交付申請のみ **建築基準法に基づく確認済証** 白黒可

入手 特定行政庁 又は 指定確認検査機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証であること
- 2 「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
(「寄宿舎」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)
- 3 「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)
- 4 「建物の所在地」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
≪戸建住宅の場合≫
- 5 住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上であること

【補 足】

- **確認済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。
なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)
- **確認済証で要件の確認ができない**
確認済証の内容は発行機関により異なるため、「工事種別(新築)」
「延床面積」の記載がない書類が発行される場合があります。
その際は、確認済証と併せて、建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。また併用住宅で確認済証から住宅部分の面積が判別できない場合も同様に建築確認申請書の<すべての面>を提出してください。

**建築確認が
不要な地域の場合**

**都道府県(市区町村)の受領印がある建築基準法に基づく建築工事届
又は 都道府県(市区町村)の受領印がない建築基準法に基づく建築工事届
及び発行印のある建築工事届証明書**

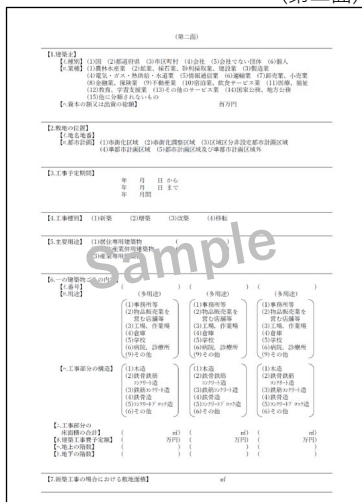
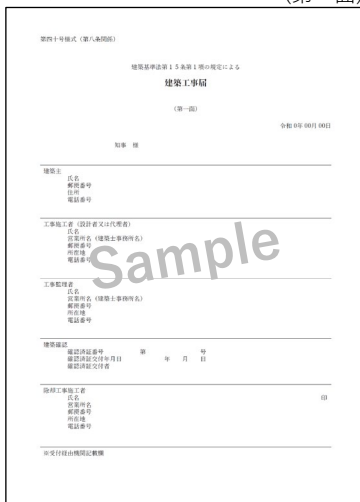
≪建築工事届≫

入手 市区町村

(第一面)

(第二面)

(第三面)



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 都道府県(市区町村)の受領印
もしくは発行印があること
- 2 「所在地(敷地の位置イ、地名地番)」が
購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 3 「工事種別」が「新築」であること
- 4 「主要用途」に「住宅」が含まれていること

【補 足】

- 建築工事届等を交付申請(予約を含む)時に提出する場合は、完了報告にて「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。
- 建築工事届の「建築確認」に記載がある場合、確認済証が発行されているため、建築工事届等の書類では交付申請できません。
- 建築工事届は必ず「第一面」から「第三面」のすべてを提出してください。

D

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

子どもエコすまい支援事業補助金
工事出来高確認書(現地写真を含む)

カラー

指定
様式

子どもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書 (様式 10)

子どもエコすまい支援事業補助金 工事出来高確認書 (様式 10)

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を確認していただくことを確認しました。
また、工事現場及び写真の撮影について、既述の通り、工事の完了であることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

建築士の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般職工士 <input checked="" type="checkbox"/> 建築職工士 <input type="checkbox"/> 不動産職工士	資格を受けた 認定機関	東京都
氏名	建築 太郎	資格番号	00000000
		連絡先	00-XXXX-XXXX

対象となる住宅の情報

用途とする住宅の 所在地	〒000-0000 東京都 中央区 〇〇〇 〇〇 〇	階数	2
建築竣工日	令和 5 年 〇 月 〇 日	工事完了(予定)日	令和 5 年 〇 月 〇 日
建築工事の 着手(予定)日	令和 5 年 〇 月 〇 日	確認日(予定)日	令和 5 年 〇 月 〇 日

出表日の報告

出表日(報告日) 令和 5 年 〇 月 〇 日

現場において、施工者(建設業の組合や施工者)が完了していることを確認しました。

現場において、以下、全住所分の補助額を算入する工事出来高を確認していることを確認しました。

補助額(万円) × × ×

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①証明を行った建築士の情報に記入漏れがないこと
- ②対象となる住宅の所在地が記載されていること
- ③建築着工日が記載されていること
- ④工事完了(予定)日が記載されていること
- ⑤対象工事の着手(予定)日が2022年11月8日以降であること
- ⑥住宅の立地にチェックがあること
- ⑦都市再生特別措置法による公表の有無のいずれかにチェックがあること
- ⑧出来高の報告に記入漏れがないこと
- ⑨異なる角度から撮影した2枚以上の工事状況写真が提出されていること
- ⑩提出する写真に工事写真用看板が映っていること

【補 足】

□ 出来高工事写真の撮影について

出来高工事写真の撮影にあたり、異なる角度から少なくとも**2枚以上**の写真を撮影してください。
撮影にあたり、「**確認した日付**」と「**工事場所又は邸名**」を記載した工事写真用看板※を設置してください。

※工事写真用看板は、電子黒板でもかまいません。ただし、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するアプリケーションを使用し、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会で提供する「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できることを前提とします。事務局は必要に応じて工事出来高確認書に貼付された画像の元データを求めることがあります。

《出来高工事写真のイメージ(要複数角度)》



※工事写真用看板が映ってない写真は不備となりますのでご注意ください。

なお、一定の出来高以上の工事であれば、他の工事の写真も出来高工事写真として提出できます。
(例えば、棟上げや住宅が完成していることが確認できる写真等でも可)

□ 住宅の土砂災害特別警戒区域外の立地確認について

建築士が、自治体が公表するハザードマップの確認又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないことの確認について

建築士が、自治体が公表する都市計画等の確認又は建築行政部局に問い合わせを行って確認します。

□ 工事の出来高に含められない費用について

工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。

- ◆住宅の建設にあたらぬ工事の費用(地盤改良、古家の除却、外構工事 等)
- ◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)

□ 1つの建物に複数の住戸を有する共同住宅等の出来高の工事完了について

共同住宅等の棟全体の工事に対して、上記 a) b) のいずれかを確認した場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。

※ b) における例

- ・マンション1棟の建設費：2億5千万円
- ・総戸数：8戸
- ・住戸あたり補助額：100万円 の場合



出来高が**800万円**以上で補助額以上の工事完了とみなす

※パーセンテージで3.2%以上
(出来高 \geq (100万円 \times 8戸) \div 2億5千万円)

F 予約時 予約後 交付申請のみ **住宅の性能を証明する住宅証明書等** 白黒可

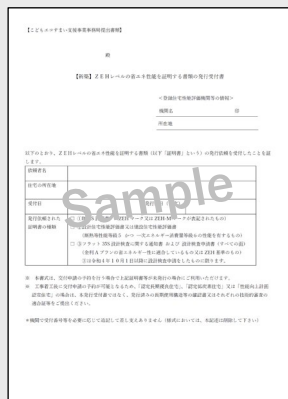
以下ア～カ(次ページ以降も含む)のいずれかの書類を提出

【補足】

- 証明書の入手にはそれぞれ発行手数料が必要です。
(手数料は、各機関等にお問い合わせください)
- 共同住宅等において、対象住宅を含む住棟全体で評価された住宅の対象住宅証明書等でも、要件を満たす場合は有効となります。
- 交付申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)
- ア、イ、カの証明書について**
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合で、本事業用の「【新築】ZEHレベルの省エネ性能を証明する書類の発行受付書」の発行が受けられる場合、交付申請の予約を行うことができます。(引受承諾書等は不可)ただし、交付申請時には各証明書の提出が必要です。
なお、登録住宅性能評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。
予め登録住宅性能評価機関等にご確認ください。

《各証明書の発行受付書》

入手 登録住宅性能評価機関等



ア BELS評価書(ZEHマーク / ZEH-Mマークが表示)

入手 BELS登録機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① BELS登録機関が発行した評価書であること
- ② 「特記事項」に以下いずれかの記載がされていること
「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」
「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」
※上記マークの記載がされていないものも補助対象となる場合があります。
詳細は次頁の【補足】を参照
- ③ 「建築物の所在地」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- ④ 「用途」が一戸建ての住宅又は共同住宅等であること
- ⑤ 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住宅」「住戸」「住棟」であること

この住戸の設計一次エネルギー消費量 58%削減 205MJ/(m²・年)

※この部分の記載が「住宅」「住戸」「住棟」となっていること

【補足】

- 「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は補助対象になりません。

【補 足】

前頁の確認事項②のいずれかのマークが記載されていない場合であっても、「一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)」を追加提出し、かつ以下の①～④のすべてを満たす場合は補助対象となります。
ただし、この場合は「BELS評価書」と「一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)」が同一物件であることを確認する観点から、BELS評価書は「住宅」「住戸」(右図※参照)であるものに限定します。

- ① Ver3.3(公開日:2022年9月30日)以降の計算プログラムによる計算書であること(左下のVersionと右下の日付で確認)
 - ② 対象住戸の計算書であること(対象住宅と一致していること)
 - ③ BELS登録機関の受領印があること(受領印がない場合は、受領できません。)
 - ④ 外皮性能の判定について、(1)「地域区分1~7」に応じて、(2)「UA値」が以下の数値を満たすこと
- | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|
| (1)地域区分 | 1,2地域 | 3地域 | 4~7地域 |
| (2)UA値(外皮平均熱貫流率) | 0.4以下 | 0.5以下 | 0.6以下 |
- ⑤ 一次エネルギー消費量の判定について、「誘導基準のBEI」が0.8以下であること

≪BELS評価書≫

BELS 評価書
東京都●●区●●丁目●●番●●号
申請 太郎

建物種別: 新築分譲住宅
名称: ●●ビル
所在地: ●●区●●丁目●●番●●号
床面積: 130.00㎡
完成年度: 2023年10月

設計一次エネルギー消費量 (MJ/戸・年): 205
基準一次エネルギー消費量 (MJ/戸・年): 381
削減率: 46.5%

外皮性能判定: 6地域
UA値: 0.4

BELS登録機関: ●●株式会社
評価担当者: 太郎 太郎

この住戸の*
設計一次エネルギー消費量 **58%削減**
205MJ/(㎡・年)

≪一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)≫

(1枚目)

(2枚目)

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅タイプの名称(建て方)	○○○○邸(戸建住宅)
(2)床面積	主たる居室: 29.81㎡, その他の居室: 51.34㎡, 非居室: 38.93㎡, 合計: 120.08㎡
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域 (A4区分(年間の日射量が多い地域))
(4)一次エネルギー消費量(1戸当たり)	設計一次[MJ]: 12919, 基準一次[MJ]: 13383
暖房設備	3818
冷房設備	4583
換気設備	20940
給湯設備	4414
照明設備	21241
その他設備	-16479
発電設備の発電量	21241
のうち自家消費	--
コージェネレーション設備の発電量に係る控除量*1	--
(5)合計	PVおよびCGSを対象とする場合: 51436, 67915, 80653

2. 判定

適用する基準	一次エネルギー消費量(GJ/戸・年)		判定結果
	設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	51.5	達成
	H28年4月以降	80.7	達成
	H28年4月現存	86.6	達成
建築物エネルギー消費性能誘導基準	R04年10月以降	68.0	達成
	R04年10月現存	80.7	達成
	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	68.0	達成
エコまち法	R04年10月以降	74.8	達成
	低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準	13.7	達成

3. BEI

適用する基準	一次エネルギー消費量(その他除く)(GJ/戸・年)		BEI
	設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	30.2	0.51
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	46.7	0.79
	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	46.7	0.79

QRコードは自動処理のために使います。

Version: 3.3.1 (a) 2023/03/06 (c)

4. 住宅タイプの仕様

(1) 暖房仕様

A. 外皮	外皮性能の評価方法: 当該住戸の外皮断熱係数を用いて外皮性能を評価する
外皮断熱の合計	207.51㎡
外皮平均熱貫流率	0.55 W/(㎡・K) (d)-(2)
平均日射熱取得率	暖房期平均日射熱取得率(η _{SH}): 1.3 冷房期平均日射熱取得率(η _{AC}): 1.3
通風の利用	主たる居室: 評価しない, または利用しない, その他の居室: 評価しない, または利用しない
床下空間を經由して外気を導入する換気方式の利用	評価しない, または利用しない

(2) 換気仕様

B. 暖房設備	暖房方式: 暖房のみを暖房する
設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(i) 小能力時高効率型コンプレッサー: 評価しない, または搭載しない
C. 冷房設備	冷房方式: 暖房のみを冷房する
設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(i) 小能力時高効率型コンプレッサー: 評価しない, または搭載しない

(3) 給湯仕様

F. 給湯設備	給湯設備: 浴槽等の有無
熱源種	給湯設備がある(浴室等がある)
配管	熱源種の種類: 電気・ガス・太陽熱利用設備(CO2冷房)(太陽熱利用設備を使用しないもの) 効率: 評価しない, または機能の種類: 浴槽給湯機(設置あり)
水栓	評価しない, または先分岐方式
浴槽	台所: 評価しない, または2バルブ水栓 浴室シャワー: 評価しない, または2バルブ水栓 洗面: 評価しない, または2バルブ水栓 洗面: 評価しない, または高断熱設備を使用しない

Version: 3.3.1 (a) 2023/03/06 (c)

工 低炭素建築物新築等計画認定通知書（予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可）

「認定通知書」

入手 所管行政庁



「技術的審査適合証」

入手 登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「認定通知書」
所管行政庁が発行した証明書であること
「技術的審査適合証」
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- ② 「認定通知書」
「申請年月日」が2022年10月1日以降であること
「技術的審査適合証」
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること
- ③ 「建築物の位置」が購入する新築住宅の所在地と一致すること

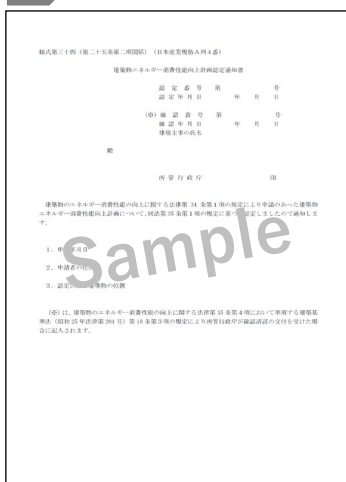
【補 足】

- 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
- 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- 変更認定を受けている場合、変更認定通知も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

オ 性能向上計画認定通知書（予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可）

「認定通知書」

入手 所管行政庁



「技術的審査適合証」

入手 登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「認定通知書」
所管行政庁が発行した証明書であること
「技術的審査適合証」
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- ② 「認定通知書」
「申請年月日」が2022年10月1日以降であること
「技術的審査適合証」
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること
- ③ 「建築物の位置」が購入した新築住宅の所在地と一致すること

【補 足】

- 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
- 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- 変更認定を受けている場合、変更認定通知も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

カ

フラット35S適合証明書 及び 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) 又は フラット35S設計検査に関する通知書 及び 設計検査申請書(すべての面)

《適合証明書》

入手 適合証明機関

《竣工現場検査申請書

・適合証明申請書》

入手 適合証明機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 適合証明機関が発行した証明書であること
- 2 書式の日付(書式右下)が2022年10月以降であること
- 3 「建設の場所(地名地番)」が購入した新築住宅の所在地と一致すること
- 4 《適合証明書》
「フラット35Sの基準の適用」欄において、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること
又は「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること
- 5 《竣工現場検査申請書・適合証明申請書》
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
又は「ZEH」の「省エネルギー性」、「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

【補 足】

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

《設計検査に関する通知書》

入手 適合証明機関

《設計検査申請書》

入手 適合証明機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 適合証明機関が発行した通知書であること
- 2 書式の日付(書式右下)が2022年10月以降であること
- 3 「建設の場所(地名地番)」が購入する新築住宅の所在地と一致すること
- 4 《設計検査に関する通知書》
連絡事項の「(フラット35(断熱構造等)又はフラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写し(2通)を提出することが条件となります。」にチェックがないこと、かつ「フラット35S(金利Aプラン)」「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと
- 5 《設計検査申請書》
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
又は「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

【補 足】

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

<参考>

認定基準変更に伴う住宅の性能を証明する住宅証明書等の取り扱いについて

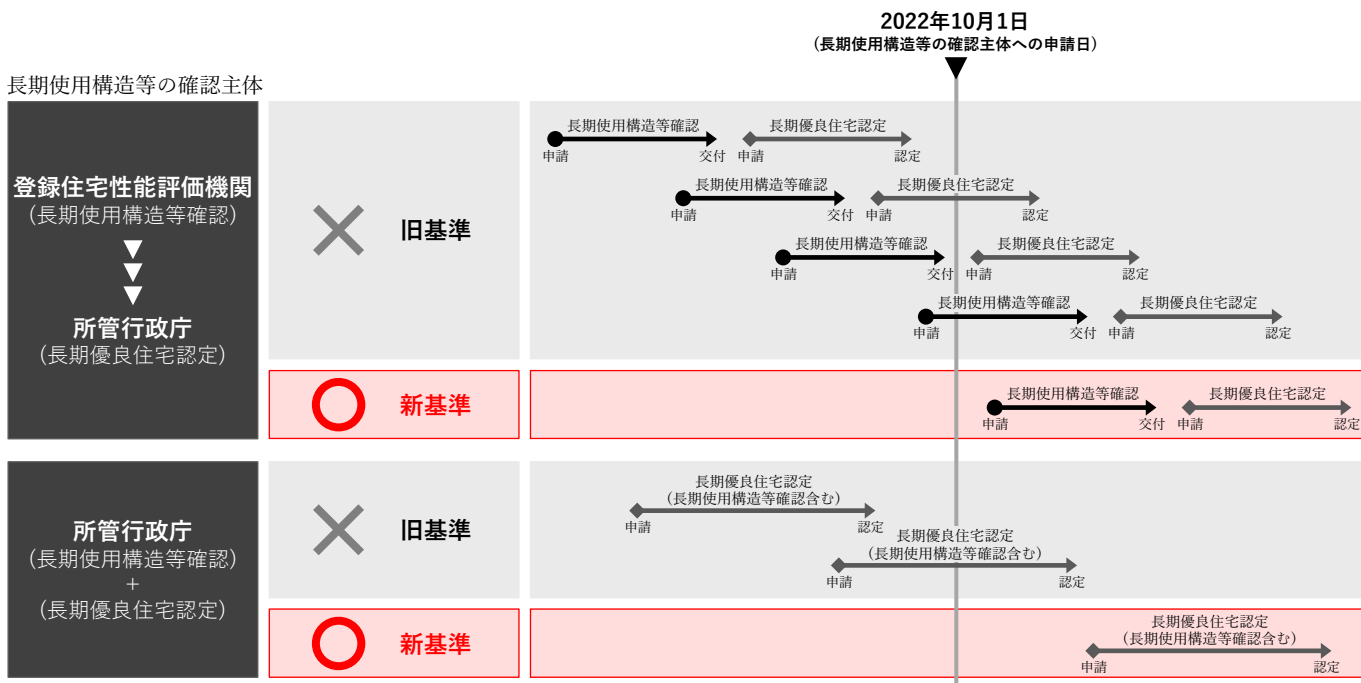
2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させるため、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の認定基準が変更され、また、住宅金融支援機構のフラット35Sについても基準が改訂されました。

以下の住宅は高い省エネ性能(ZEHレベル)を有することが確認できるため補助対象となります。

- ◆長期優良住宅 : 2022年10月1日以降に登録性能評価機関または所管行政庁に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)
- ◆認定低炭素住宅 : 2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)
- ◆性能向上計画認定住宅 : 2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)
- ◆フラット35S(金利Aプラン(断熱性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6に適合するものに限る))または(ZEH)に適合する住宅

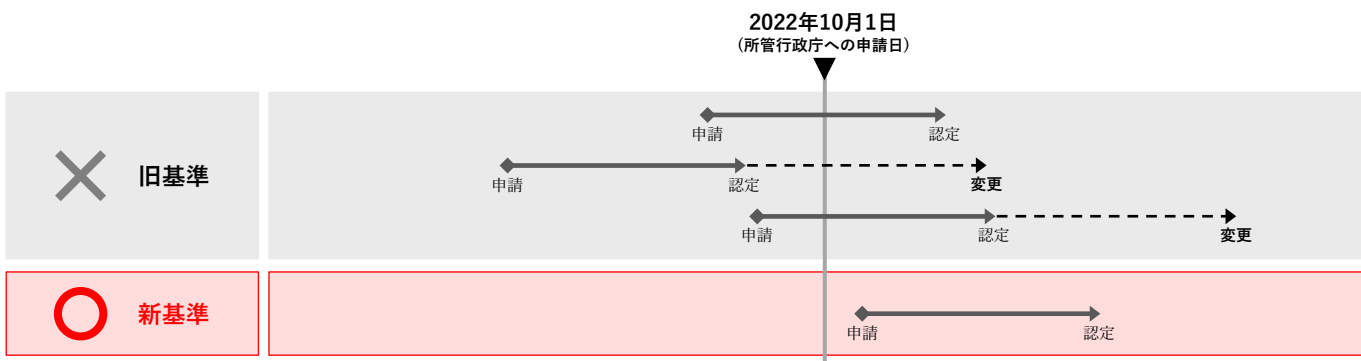
[認定長期優良住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

・2022年10月1日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。



[認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

- ・2022年10月1日より前に所管行政庁に認定を申請している場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。
- ・2022年10月1日より前に既に所管行政庁による認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。





こどもエコすまい
支援事業

第5章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

その他

5-1 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の共同事業者(購入者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定のお知らせのイメージ》

※共同事業者(購入者)宛



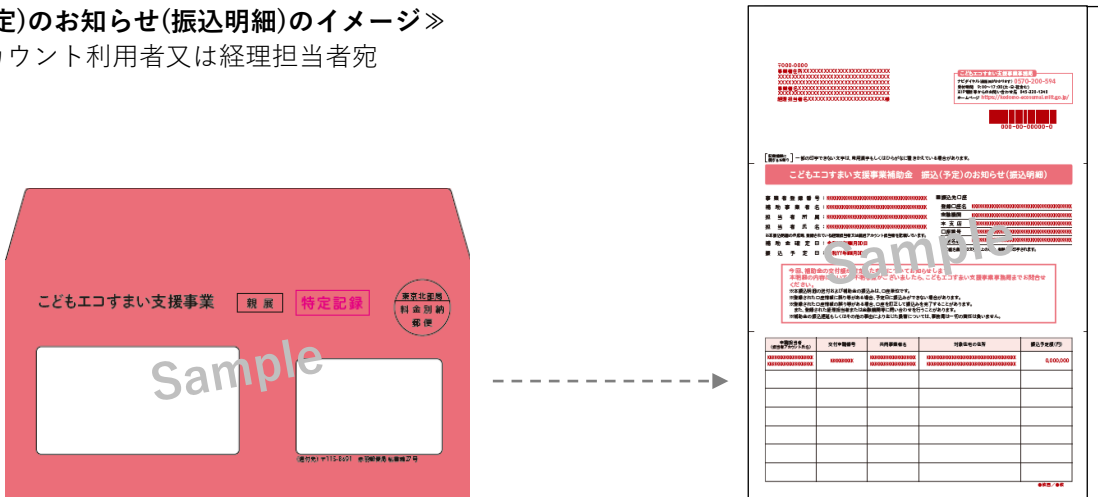
(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

5-2 補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者又は口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者又は経理担当者宛



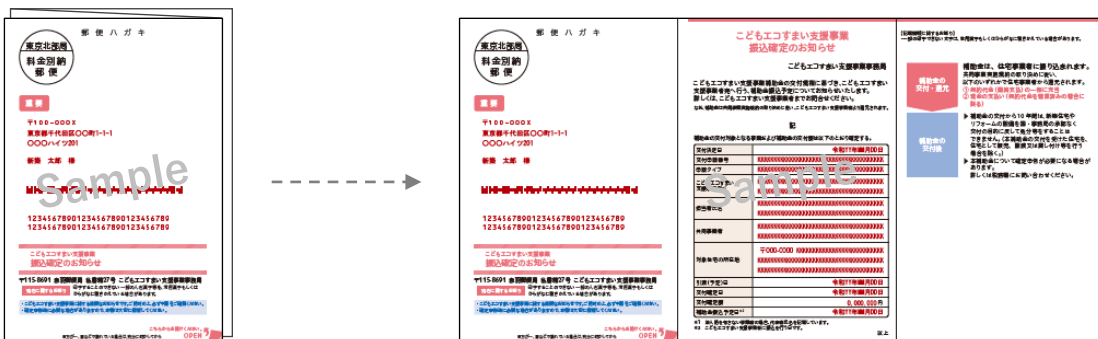
(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

共同事業者(購入者)に対しては、交付確定額と振込日(事務局がこどもエコすまいる支援事業者に振込みを行う日)を通知する「振込確定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《振込確定のお知らせのイメージ》

※共同事業者(購入者)宛



(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)



こどもエコすまい
支援事業

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

第6章

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容
1	2023/3/24	P29	<p>3-4 交付申請の予約</p> <p>(修正前) ③予約の有効期限 交付申請の予約は、以下 a) ~ c) のうち、もっとも早い日付まで有効です。 有効期限を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません。) (予約の有効期限内であっても、事務局が交付申請(予約を含む)の却下または取り下げを行った場合、当該予約は失効します。) a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後 (例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。) b) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日 c) 2023年12月31日 ※有効期限を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。 また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。 ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。</p> <p>(修正後) ③予約の有効期間 交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b) のうち、もっとも早い日付までです。 有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません。) a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後 (例：4月1日に提出した場合、7月2日0時に失効します。) b) 2023年12月31日 なお、以下の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。 c) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日 d) 予約承認後、交付申請を提出した日*1 *1 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下又は取り下げられた場合、予算は確保されません。 ※ 有効期間を超過した予約であっても、予約期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。 また、交付申請期間内であれば、交付申請を行うことができます。 ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。</p>
2	2023/4/17	P8	<p>≪リフォームの対象要件≫</p> <p>(修正前) ただし、d)~h)については、a)~c)のいずれかと同時に行う場合のみ補助対象(「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、d)~h)のみでも可) また、交付申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る(「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、交付申請する補助額の合計が2万円以上のもの)</p> <p>(修正後) ただし、d)~h)については、a)~c)のいずれかと同時に行う場合のみ補助対象(「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、d)~h)のみでも可。ただし、リフォーム(一括)は除きます。 また、交付申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る(「先進的窓リノベ事業」又は「給湯省エネ事業」の補助金交付を受けている場合は、交付申請する補助額の合計が2万円以上のもの。ただし、リフォーム(一括)は除きます。)</p>
3	2023/4/17	P9	<p>1-7 補助額 【補足】 □リフォームにおける最低補助額</p> <p>(追記) ただし、リフォーム(一括)は除きます。</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容	
4	2023/4/17	P10	修正	<p>1-9 事業スケジュール 交付申請期間</p> <p>(修正前) <u>2023年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)</u></p> <p>(修正後) <u>2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)</u></p>
5	2023/4/17	P10	修正	<p>1-9 事業スケジュール ※交付申請の予約</p> <p>(修正前) <u>2023年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)</u></p> <p>(修正後) <u>2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)</u></p>
6	2023/4/17	P12	追加	<p>1-12 リフォーム工事における3省連携について表内 1)省エネ改修 ④高効率給湯器の設置 補助額</p> <p>(追記) ※戸建住宅は2台まで、共同住宅は1台までが上限</p>
7	2023/4/17	P13	追加	<p>1-13 ワンストップ申請について 【補足】 <input type="checkbox"/> 本事業における交付申請要件の緩和</p> <p>(追記) *1 ただし、リフォーム(一括)は除きます。</p>
8	2023/4/17	P25	修正	<p>a) アカウントの種類 表内 担当者アカウント こどもみらい住宅事業者からの継続事業者</p> <p>(修正前) 2023年3月下旬登録開始※1</p> <p>(修正後) 2023年3月24日登録開始※1</p>
9	2023/4/17	P25	修正	<p>a) アカウントの種類 表内 担当者アカウント 新規事業者</p> <p>(修正前) 2023年3月下旬登録開始</p> <p>(修正後) 2023年3月24日登録開始</p>
10	2023/4/17	P25	修正	<p>a) アカウントの種類 ※1</p> <p>(修正前) (担当者アカウントの利用者は、2023年3月下旬以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません)</p> <p>(修正後) (担当者アカウントの利用者は、2023年3月24日以降に自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません)</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容	
11	2023/4/17	P27	追加	<p>3-3 共同事業実施規約の締結 【補足】</p> <p>(追記) <input type="checkbox"/>共同事業実施規約(第5条)の改定について 2023年4月7日付で本補助金の共同事業実施規約における第5条について、改正を行いました。 本条は、補助金の交付申請前に予算が上限に達する等、補助金の交付が受けられない場合について、工事発注者と子どもエコすまい支援事業者とのトラブルを避けるため、補助金相当分に係る双方の負担範囲とその方法について、予め取り決めておくことを求めるものです。 この取り決めにあたっては、その責任の程度を勘案して負担することが前提であることから、その旨を明確にしました。 については、2023年5月1日以降に締結される共同事業実施規約については、改正後の規約を用いない場合、交付申請(予約を含む)を行っても交付決定を受けられません。 第5条が規定する負担の範囲とその方法について、商談の段階(工事請負契約を締結する前の段階)から明確化したうえで、工事発注者との商談を進めていただくよう、お願いいたします。</p>
12	2023/4/17	P29	修正	<p>3-4 交付申請の予約 ①交付申請の予約期間</p> <p>(修正前) <u>2023年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)</u></p> <p>(修正後) <u>2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年11月30日まで)</u></p>
13	2023/4/17	P32	修正	<p>3-6 交付申請 ①交付申請の期間</p> <p>(修正前) <u>2023年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)</u></p> <p>(修正後) <u>2023年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも2023年12月31日まで)</u></p>
14	2023/4/17	P36	追加	<p>④子どもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 確認事項 ①</p> <p>(追記) ※記入漏れ不可</p>
15	2023/4/17	P36	追加	<p>④子どもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用) 確認事項</p> <p>(追記) ⑤「令和5年4月7日改正」以降の様式であること</p>
16	2023/4/17	P36	追加	<p>④子どもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約(新築用)</p> <p>(追記) 令和5年5月1日以降に古い様式にて締結した場合、交付申請(予約を含む)を行っても交付決定を受けられません。</p>
17	2023/4/17	P41	追加	<p>⑥住宅の性能を証明する住宅証明書等 ⑦BELS評価書(ZEHマーク/ZEH-Mマークが表示) 確認事項 ②</p> <p>(追加) ※上記マークの記載がされていないものも補助対象となる場合があります。 詳細は次頁の【補足】を参照</p>
18	2023/4/17	P41	修正	<p>⑥住宅の性能を証明する住宅証明書等 ⑦BELS評価書(ZEHマーク/ZEH-Mマークが表示) 確認事項 ⑤</p> <p>(修正前) 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住戸」「住棟」であること 「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること</p> <p>(修正後) 共同住宅等の場合、評価の対象範囲が「住宅」「住戸」「住棟」であること</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容
19	2023/4/17	P41	修正 ⑥住宅の性能を証明する住宅証明書等 ⑦BELS評価書(ZEHマーク/ZEH-Mマークが表示) 確認事項 ⑤ ※ (修正前) この部分の記載が「住戸」「住棟」となっていること (「部分」の場合は申請対象住戸が評価対象に含まれていること) (修正後) この部分の記載が「住宅」「住戸」「住棟」となっていること
20	2023/4/17	P42	追加 ⑥住宅の性能を証明する住宅証明書等 ⑦BELS評価書(ZEHマーク/ZEH-Mマークが表示)の【補足】を追加
21	2023/4/17	P45	修正 ㉞フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) 又はフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面) 確認事項 ④<<適合証明書>> (修正前) 「フラット35Sの基準の適用」欄、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること 又は「フラット35Sの基準の適用」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること (修正後) 「フラット35Sの基準の適用」欄において、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること 又は「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること
22	2023/4/17	P45	修正 ㉞フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) 又はフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面) 確認事項 ⑤<<竣工現場検査申請書・適合証明申請書>> (修正前) 「フラット35S適用基準」欄、「金利Aプラン 省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること 又は「フラット35S適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること (修正後) 「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること 又は「ZEH」の「省エネルギー性」、「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること
23	2023/4/17	P45	修正 ㉞フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) 又はフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面) 確認事項 ④<<設計検査に関する通知書>> (修正前) 連絡事項の「フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」を利用する場合の条件」の欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと、かつ「フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件」の欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります。」にチェックがないこと (修正後) 連絡事項の「(フラット35(断熱構造等)又はフラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件)欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写し(2通)を提出することが条件となります。」にチェックがないこと、かつ「フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと

No	更新日	更新ページ	更新内容	
24	2023/4/17	P45	修正	<p>㊦フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) 又はフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面) 確認事項 ⑤<<設計検査申請書>></p> <p>(修正前) 「フラット35S適用基準」欄、「金利Aプラン 省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること 又は「フラット35S適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること</p> <p>(修正後) 「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること 又は「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること</p>